

令和7年度 第1回酒田市国民健康保険運営協議会会議録

日 時：令和7年8月7日（木） 午後1時55分～午後3時00分

場 所：第二委員会室（本庁舎3階）

出席委員：板垣智則委員、長谷川明子委員、菅原貴子委員、富樫正之委員、堀緑委員、小野英男委員、菊池裕基委員、阿部公一委員、小宮山奈津子委員

市 側：健康福祉部長、税務課長、納税課長、市民課長、健康課長、高齢者支援課長、国保年金課長、国保担当職員

会議録署名委員：小野英男委員、小宮山奈津子委員

1 開 会

2 市長あいさつ（代理 健康福祉部長）

3 会議録署名委員の指名

4 諮問事項

「酒田市国民健康保険税率の改正方針について」

5 報告事項

（1）令和6年度 酒田市国民健康保険特別会計決算について

（2）令和6年度 酒田市国民健康保険税収納状況について

（3）令和7年度 酒田市国民健康保険特別会計9月補正予算（案）について

6 その他

1 開会

【国保年金課長補佐】

ただいまから、令和7年度 第1回 酒田市国民健康保険運営協議会を開会いたします。本日の欠席通告者は、渡辺和紀委員の1名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

2 市長あいさつ

【健康福祉部長】

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。また、皆様方には、日頃より本協議会はじめ国民健康保険の運営にご協力賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本市の国民健康保険の運営については、令和2年度から令和5年度までの4年間、条例上の規定より積み上った国保財政調整基金を活用し国保税率の引下げを行い、令和6年度においては税率を据置き、加入者の負担軽減を図ってまいりました。

令和7年度においては、基金残高が条例上定められた額に近づく見込みとなってきたことから、当初の目的は果たしたと考え、今後は収支の均衡を図りつつ、基金残高を維持していく段階に移行するという判断のもとで国保税率の引き上げを行ったところです。

これまでは、県から国保事業費納付金が示されたのち、年度の終盤に運営協議会を開催し、確定した税率を委員の皆様にお示し、諮問しておりましたが、この方法では皆様からのご意見を翌年度の保険税率等の見直し方針に反映することができかねる状況となっております。

そのため、本日の会議では、8年度の課税標準税率が示されていない時期ではありますが、本市の国保財政の状況や国保財政調整基金の見通しを踏まえ、今後の税率改定方針について諮問させていただくことといたしました。

委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきまして、今後の国保運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3 会議録署名委員の指名

小野英男委員、小宮山奈津子委員を指名

4 諮問書の提出

健康福祉部長から会長に諮問

各委員に諮問書写しを配付

5 諮問事項の協議

【会長】

諮問について説明をお願いします。

国保年金課長説明

【会長】

「子ども・子育て支援金」の具体的な金額が示されるのが11月頃ということですか。

【国保年金課長】

そのように見込んでいます。皆さんの任期は、11月30日までになっているため、事前に市としての考えをお示し任期終了前に答申をいただきたいと考えています。

【会長】

質問や意見はありませんか。

【A委員】

諮問書では、「被保険者に還元するという目的で令和2年度から令和5年度まで税率の引き下げを行ってきた。条例上の規定額に近づき当初の目的は果たしたことから」と記載があります。諮問書のこの文言からすると、基金残高を適正な水準にするためだけに引き下げてきたように感じられます。確かに、基金残高が20億円超あったことから、令和2年度から税を引き下げてきた経緯があります。それが適正水準を維持するため今年度から税率を引き上げています。国民健康保険法第4条第3項に「市町村は～国民健康保険事業を適切に実施するものとする。」と規定されていますが、「適正な運営をしてきた」と言えるのでしょうか。また、基金残高を一定水準までに引き下げるために還元すべきものなののでしょうか。加入する期間によって税率の差が生じる事態も発生することから、好ましくないと思われま

す。この時期はコロナ禍で被保険者の収入が減り大変だったと記憶しています。そのような社会的背景から、税率引き下げに賛同したところでした。基金残高が20億円を超えていたので還元してきたという文言に加えて、コロナ禍での対処として、他の自治体に先んじて、試行的に引き下げてきたことを追記する必要があるかと思えます。そして、コロナも落ち着いてきたので元の水準に向けて引き上げていくと説明するのが分かりやすいと思えます。

【国保年金課長】

まず税率の引き下げについては、ご指摘のとおりコロナ対応という側面もありました。令和2・3年度で終えていれば、反転して引き上げることもなかったとも考えられますが、令和4・5年度さらに税率を引き下げた結果、令和7年度から引き上げざるを得なくなったという経過があります。

【A委員】

コロナ禍での対処として引き下げてきたことも諮問書に記載すると、市民や議会にも説明しやすいと思います。それから、諮問書「2 全体の収支均衡達成年度や基金残高に影響しないよう、新たに創設される子ども・子育て支援金については、創設当初から標準税率とする。」とありますが、この事項を除き「1」と「3」だけ議論するということですか。

【国保年金課長】

そのとおりです。

【A委員】

「2」は、当初から収支を合わせるということですか。

【国保年金課長】

そのとおりです。当初から収支均衡を図りたいと考えています。

【A委員】

医療分の所得割の税率を令和7年度から0.3ポイント引き上げた。それだけでは十分でないから、実質赤字額2億4,000万円を8,000万円×3年で解消していくという考えですか。

【国保年金課長】

諮問書「1 令和10年度に標準税率に到達させる（3年かけて収支均衡させる）。」とはそのような意味です。

【A委員】

諮問書資料「2 国民健康保険税を取り巻く情勢」の最後の項目に県に納める納付金について令和11年度の統一を目指すとあります。現状は、県内で低いものの、今後は高くなる可能性があるということですか。また、それに連動して基金の基準額も多く必要となるのですか。

【国保年金課長】

統一されることにより増える分と被保険者が減ることにより医療費が減る分で相殺されると見込んでいます。ただし、同じ22億円でも1万8000人で割ると1万6000人で割るのでは単価が違ってきます。

「1 令和10年度に標準税率に到達させる（3年かけて収支均衡させる）。」
と「3 基金残高は令和11年度までは適正額を維持する。」は連動します。

【会長】

諮問書資料の「4 税率の推移イメージ」の令和7年度標準税率（オレンジ）と右の令和7年度県標準税率は、何が違うのですか。

【国保年金課長】

「オレンジ」は市の標準税率。「県標準税率」は、県全体を一つとして計算したものです。将来、県の税率が統一された場合、これが一番近いものになります。

【会長】

酒田市は低い方ですか。

【国保年金課長】

県内では低い方です。

【会長】

収支均衡のためには、「オレンジ」を採用した方がいいということですか。

【国保年金課長】

そのとおりです。

【A委員】

数字が複雑なので、税率を見ていただくよりも下段の「1人当たり」の金額で説明した方がよいのではないですか。毎年5,000円＋子育て支援金の分が増えていくという見通しでよいのですか。

前回、県内13市の税額比較表が配付され、税率を引き上げても県標準91,942円よりも低いと説明があった記憶があります。事務局は大変だと思いますが、そのような資料の準備をお願いします。

【会長】

今日は、このくらいに留めます。もし意見があれば事務局までお願いします。

6 報告事項

(1) 令和6年度 酒田市国民健康保険特別会計決算について

国保年金課長説明

質疑なし

(2) 令和6年度 酒田市国民健康保険税収納状況について

納税課長説明

質疑なし

(3) 令和7年度 酒田市国民健康保険特別会計9月補正予算（案）について

国保年金課長説明

質疑なし

7 その他

なし

8 閉会